

労働者災害補償保険法の適用を受ける職員の公務上の災害等に伴う
休業等補償金の支給に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）の適用を受ける職員が公務上の災害又は勤務による災害を受けた場合に、該当職員又はその遺族に対し休業等補償金を支給し、もってこれらの者の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「職員」とは、労災法の適用を受ける非常勤職員及び臨時職員をいう。

2 この要綱において「公務上の災害」とは、労災法第7条第1項第1号に規定する業務災害をいう。

3 この要綱において「通勤による災害」とは、労災法第7条第1項第2号に規定する通勤災害をいう

(実施機関)

第3条 任命権者は、この要綱の定めるところにより、休業等補償金の支給による補償を実施する。

(休業等補償金)

第4条 職員が、公務上の災害又は通勤による災害により、次に掲げる事由に該当することになった場合は、休業等補償金として、該当職員又はその遺族に次項に規定する金額を支給する。

(1) 療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の収入を得ることができないとき。

(2) 労災法による障害補償給付又は障害給付を受けることができるとき。

(3) 労災法による遺族補償給付又は遺族給付を受けることができるとき。

2 休業等補償金の額は、当該職員に該当する前項各号に規定する事由について千葉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年千葉市条例第55号）を適用した場合において支給されるべき補償及び福祉事業の支給額に相当する額から、当該事由により労災法の規定に基づき支給される保険給付及び労働福祉事業の支給額を減じて得た額とする。

(休業等補償金の請求)

第5条 休業等補償金の支給を受けようとする者は、休業等補償金請求書（様式第1号から様式第3号まで）に、任命権者が必要と認める書類を添付して、被災当時の所属の長を経由して任命権者に提出しなければならない。

2 任命権者は、前項の規定による請求書等を受理した場合には、これを審査し、休業等補償金の支給に関する決定を行い、その結果を文書により当該職員又はその遺族に通知するものとする。

(準用)

第6条 労災法第11条、第12条の2の2、第12条の4及び第12条の5の規定は、この要綱による休業等補償金について準用する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、休業等補償金の支給に関し必要な事項は、総務局長が定める。

附 則

この要綱は、平成10年7月1日から施行し、平成9年4月1日以降に発生した公務上の災害又は通勤による災害に係る休業等補償金の支給について適用する。